更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。	更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
［８　略］	［８　同左］
第十号の五様式（第二三条の四・第五条の一一の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和一一年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第二三条の四の三・第五条の四関係）	**第十号の五様式**（第二三条の四・第二三条の四の三・第五条の一一の三・第五条の四関係）
［様式　別紙六十七　挿入］	［様式　別紙六十六　挿入］
第10号の５様式記載要領	第10号の５様式記載要領
１　この申請書は、法第55条の２第１項若しくは第72条の39の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項若しくは第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。	１　この申請書は法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項又は第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	**第二十号様式**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　別紙六十九　挿入］	［様式　別紙六十八　挿入］
第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	**第二十号様式**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　別紙七十一　挿入］	［様式　別紙七十　挿入］
第20号様式記載要領	第20号様式記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の５イ、ニ又はホ（政令第45条の５において準用する政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（令和２年改正法附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。	［新設］